

(創薬科学科) 履修について

建学の精神、教育理念及び教育目的

<建学の精神>

本学の創立者である星一（ほし はじめ）は、「日本は世界一の製薬国になり得る国である。薬は文化の母であるから日本は世界一の良い薬をつくり、これを世界に供給していくことが、日本の文化的使命である。」との強い信念を持ち、1911（明治 44）年に星製薬株式会社を設立した。星製薬株式会社は、キニーネ等アルカロイドの日本での工業的生産に成功し、これらを世界に輸出し、国産医薬品の国際的供給に先鞭をつけた。

こうした信念を成就するために星一は「一に人、二に人、三に人、万事人なり。」と人材の育成が大切であるとし、「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である。」を建学の精神とする星薬科大学の創設を行うに到った。

<教育理念>

本学の教育理念は、「親切第一」である。

創立者である星一は、人の育成の根本理念として「親切第一」を掲げ、「親切第一を主義として、自己に親切なれ、何人にも親切なれ、物品に親切なれ、時間に親切なれ、学問に親切なれ、金銭に親切なれ、親切は平和なり、繁栄なり、進歩、発明、向上なり、親切の前には敵なし、親切は世界を征服す。」と説いた。

<教育目的>

進歩による人間の幸福と繁栄の増進を目的とする上述の「親切第一」の教育理念に基づき、本学は、薬学部教育研究上の目的を「薬学に関する学理および応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定めている。

また、創薬等の研究開発に携わる人材を育成するための創薬科学科の教育研究上の目的を「薬学の基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指すものとする」としている。

本学ではこれらの目的を具現化すべく、実際に役立つ高度な専門の知識・技術・技能、創造力・判断力を含む問題解決能力や課題探求能力、語学力を含むコミュニケーション能力を備えるとともに、幅広い教養、グローバルな感性、豊かな人間性と愛情、高い倫理観を身につけることにより、「社会貢献」という目的意識を強く持ち、かつ「人格」、「実力」、「情熱」を兼ね備え、国民から信頼され世界に奉仕する人材の養成を目指している。

これに加え、創薬科学科においては、研究者・技術者としての探求心、独創性、改善力を有し、生命・健康を科学し、患者の治療を目指して、創薬等の研究開発や、医薬等の製造に従事する人材の育成を目指している。

3つのポリシーについて<2023年度までの入学者>

3つのポリシーとは、大学が、どのような教育を行い、どのような人材を輩出するのかを当該大学の教育に関わる者が共通理解し、連携して取り組むことを可能とする考え方を示したのもで、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」のことであります。

「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」は、大学がその教育理念を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものです。

「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」は、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針です。

「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」は、大学が、大学・学部等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（学力の3要素＝（1）知識・技能、（2）思考力・判断力、表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を示すものです。

創薬科学科3つのポリシーの基本方針

教育者であるとともに起業家であった本学の創立者・星一郎の精神を根幹とし、科学者、技術者そして起業家としての探求心、独創性、問題解決能力を有し、生命・健康を科学する人材の育成を目指すという方針の下、3つのポリシーを設定する。

①ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

創薬科学科は4年以上在学し、創薬科学科3つのポリシーの基本方針の下に「薬学の基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成」という本学科の教育目的を達成するために編成された授業科目を履修し、次に掲げる6つの能力を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、学士（薬科学）の学位を授与する。

1. 医療を含む生命科学領域に関わるための広い教養を身に付け、生命や健康に対する高い倫理観を身に付けている。
2. 医薬品や機能性素材などの創製に必要な基礎知識と高度な専門知識と技術を身に付けている。
3. 医療を含む生命科学領域で活躍するために必要となるコミュニケーション能力並びにプレゼンテーション能力を身に付けている。
4. 人々の健康に携わり、広く社会に貢献しうる人材に必要な技能や態度を身に付けて

いる。

5. 人を支援する専門的でかつ協働的な実践力を身に付け、人々の健康と福祉の向上に貢献できる起業家となり得る能力を身に付けている。
6. 自ら設定した研究課題に対して、適切な手法を選択し、解決に導く方法を身に付けている。

②カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

創薬科学科3つのポリシーの基本方針の下に設定したディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身に付けるために、必要な知識・技術・態度の修得を目指して授業を配置し、次のように教育課程を編成し、実施する。

なお、教育課程は、「薬学準備教育科目」（教養教育科目、外国語科目等を配置）と「薬学専門教育科目」（基礎教育科目、専門教育科目、及び演習・実習科目等を配置）に大別されるが、各授業科目では、シラバスにより到達目標・受講心得・学修内容・評価方法等を示し、教育を実施する。

1. 生命や健康に対する高い倫理観を備えた人材を育成するために、自然科学・人文科学・社会科学の各分野の教養教育科目を配置する。
2. 医薬品や機能性素材などの創製を実現しうる人材を育成するために、低年次では生命科学に関する基礎的な科学知識を培う基礎教育科目を配置し、高年次では生命科学に関する高度な専門知識を修得する専門教育科目を配置する。
3. 医療を含む生命科学領域でグローバルに活躍しうる人材に必要な語学力・コミュニケーション能力並びにプレゼンテーション能力を培う外国語科目及び演習・実習科目を配置する。
4. 人々の健康に携わり、広く社会に貢献する技能や態度を有する人材を育成するために医薬品や生命科学領域に関する講義・演習・実習科目を配置する。
5. 人々の健康と福祉の向上に貢献しうる起業家としての能力を養うために必要な教養教育科目及び専門教育科目を配置する。
6. 自ら設定した研究課題を解決に導く能力を養うために、問題を構造化し、解決する能力を修得できる教養教育科目及び専門教育科目を配置する。

3 ポリシーの1つである③アドミSSION・ポリシーは、（入学者受入れの方針）であるため、掲載は略します。

3つのポリシーについて<2024年度以降の入学者>

3つのポリシーとは、大学が、どのような教育を行い、どのような人材を輩出するのかを当該大学の教育に関わる者が共通理解し、連携して取り組むことを可能とする考え方を示したのもで、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」のことであります。

「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」は、大学がその教育理念を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものです。

「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」は、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針です。

「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」は、大学が、大学・学部等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（学力の3要素＝（1）知識・技能、（2）思考力・判断力、表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を示すものです。

創薬科学科3つのポリシーの基本方針

教育者であるとともに起業家であった本学の創立者・星一の精神を根幹とし、科学者、技術者そして起業家としての探求心、独創性、問題解決能力を有し、生命・健康を科学する人材の育成を目指すという方針の下、3つのポリシーを設定する。

①ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

創薬科学科は「薬学の基礎として生命・健康を科学し、医薬品や食品等の開発・品質保証に携わる人材を育成する」という教育目的を達成するために、次に掲げる4つの資質を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、学士（薬科学）の学位を授与する。

1. 豊かな生活を送るための文化や自然に関する知識と、生命・健康を科学するためのコミュニケーション力、プレゼンテーション力、情報処理力を獲得する。
2. 医薬品や食品等の開発や品質保証の専門家として求められる自己管理能力、チームワーク力、倫理観、社会的責任感を修得する。
3. 医薬品や食品等の開発や品質保証の専門家として活躍するために必要な研究遂行能力と課題発見・問題解決能力、さらには生涯にわたって主体的に学習しようという意志をもつ。
4. 医薬品や食品等の開発や品質保証に必要となる知識と技術を身に付ける。

②カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

創薬科学科はディプロマ・ポリシーに示した目標を学生が達成できるように、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成する。

1. 豊かな生活を送るための文化や自然に関する知識と、生命・健康を科学するためのコミュニケーション力、プレゼンテーション力、情報処理力を獲得するために、薬学英语、人と文化、基盤情報科学の科目を配置する。
2. 医薬品や食品等の開発や品質保証の専門家としての自己管理力、チームワーク力、倫理観、社会的責任感を獲得するために、薬学と社会の科目を配置する。
3. 医薬品や食品等の開発や品質保証の専門家として活躍するために必要な研究遂行能力と課題発見・問題解決能力、さらには生涯にわたって主体的に学習しようという意志を獲得するために、基礎薬学、薬科学研究の科目を配置する。
4. 医薬品や食品などの開発や品質保証に必要な知識と技術を獲得するために、衛生薬学、レギュラトリーサイエンスの科目を配置する。

教育方法

1. ディプロマ・ポリシーに掲げた資質をもつ学生を育成するために、「ステップ 1:一般教養学・基礎科学・基礎薬学の基盤強化」、「ステップ 2: 創薬科学、品質保証の専門家の育成を目指した衛生薬学、レギュラトリーサイエンスの実践」のための授業科目を 2 年単位で段階的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を行う。
2. プレゼンテーション、SGD（Small Group Discussion）等の機会を積極的に取り入れ、主体的に取り組む力を養成する。

評価方法

1. 学生の教育評価は、各科目のシラバスに定める成績評価の方法・基準によって評価する。
2. ディプロマ・ポリシーに掲げた資質を星薬科大学アセスメント・ポリシーに定める評価方法により評価することで、学修成果の評価を実施する。

3 ポリシーの 1 つである③アドミッション・ポリシーは、（入学者受入れの方針）であるため、掲載は略します。

学期・授業

(1) 学期

(学則第 8 条、教務規程Ⅳ)

前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日より 3 月 31 日まで

※授業回数や実習の関係で、後期の開始を早める場合があります。

(2) 授業

(教務規程Ⅳ)

①授業の時間

月曜日～金曜日 午前 2 時限、午後 2 時限とし、1 時限は 90 分としています。

第 1 時限	第 2 時限	第 3 時限	第 4 時限
9:00～10:30	10:45～12:15	13:15～14:45	15:00～16:30
		実習	13:15～18:15

土曜日 原則として定期的な授業は行いません。ただし、補講、試験、ガイダンス、卒論及びその他の行事等は実施されます。

※休講や授業変更（授業時間変更・授業教室変更）及び補講等の連絡は掲示により行います。

②授業の出席

学生証（IC カード）を各講義室等に設置されているカードリーダーにかざすことにより、出席が記録されます。

ただし、語学や実技・実習（実習講義や一部の演習を含む）は各担当教員が出席の確認をします。

※カードリーダーで出席を記録できる時間（出席記録として有効な時間）は、各時限の開始 15 分前から授業開始 30 分までです（授業開始時間から 30 分までは遅刻の扱いとなります）。

※出席状況は、「START」で確認することができます。

③授業の欠席

私的な事情や体調不良による 1 週間未満の講義の欠席は特に届出は必要ありません。

※1 週間（7 日間）以上続けて欠席した場合

病気の場合は診断書を添付して、学生支援部・学生係へ届け出てください。

※入院や感染症に罹患して欠席した場合

保健管理センターへ診断書または感染症就学許可証を提出してください。

その後、学生支援部へ欠席届を提出してください。

※特に届け出るように指示された講義および実習を欠席した場合

直接担当教員へ連絡してください。欠席届の提出を求められた場合は、学生支援部に来てください。

※家族に不幸があつて欠席した場合（忌引）

学生支援部・学生係へ 10 日以内に欠席届（忌引）を提出してください。

次の日数に限り欠席となりません。

父母・配偶者・子／7日以内、祖父母・兄弟姉妹／3日以内、曾祖父母／1日、伯・叔父母／1日

※就職関係で欠席する場合

学生支援部・就職係に欠席届（就職用）がありますので、その用紙を使用して学生支援部・就職係と担当教員に届け出てください。

単位・授業科目・履修登録・修得できる単位の設定（CAP制）

（1）単位 （学則第15条、教務規程Ⅰ）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算しています。

授業の形態による単位付与

講義、演習（外国語科目を含む）	概ね15時間の授業をもって1単位とします。
実験、実習、実技	概ね30時間の授業をもって1単位とします。

本学の1講義時間は90分（2時間と換算）であるため、1単位（15時間）の講義及び演習は8回、0.5単位は4回、1.5単位の授業は12回の授業をもって構成されますが、教育効果等を考慮して必要な回数を加えることがあります。

（1.5単位は14回、1単位は10回、0.5単位は5回の授業を目安としています。）

また、講義や演習には上記にあるように「授業時間外に必要な学修等」も考慮されていますので、十分な予習と時間をかけた復習により、知識の獲得に努めてください。

（2）授業科目

受講方法による授業科目の種類 （教務規程Ⅱ）

必修科目	全員が履修しなければならない科目
選択必修科目	受講を選択した結果、必修扱いとなる科目
選択科目	受講を選択し、卒業までに規定された単位以上を修得する科目
自由科目	卒業の単位にはカウントされない科目

（3）履修登録 （教務規程Ⅱ）

必修科目	登録は必要とせず、時間割に従って受講しなければなりません。
選択必修科目	説明会を開催し、選択方法を説明の上、受講を決定します。
選択科目	指定した期間に各自で届け出て、受講することができます。
自由科目	指定した期間に各自で届け出て、受講することができます。

※選択科目、自由科目は定期試験受験の際に受験登録が必要です。

(4) 修得できる単位の設定 (CAP制)

(1) に記載したように、1 単位の授業科目とは、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することになっています。本学における講義や演習は 15 時間で 1 単位と設定していますので、皆さんが 1 単位の講義や演習を修得するには、授業時間外に 30 時間の学修（予習・復習等）が求められます。各科目のシラバスに記載された「受講心得・準備学修等」や「事後学修・復習等」を確認の上、効果的な学修を進めてください。それらを行う時間を考慮し、年間で履修できる授業科目の単位数の上限を以下のようにいたします。

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生
40	40	40	40

ただし、下記の科目については、上限には含めません。

1) 創薬科学特別実習

試験

(教務規程 V、VII)

(1) 定期試験

前期または後期の授業期間終了後に実施される試験です。

原則として 1 日 2 科目、1・3 年生は午前、2・4 年生は午後に実施されます。

なお、定期試験の受験資格は、原則として科目ごとに授業実施時間数の 3 分の 2 以上出席している者に対して与えられます。（学則第 20 条、教務規程 V）

また、科目によっては定期試験を授業期間に実施することがあります。

(2) 追試験・再試験

追試験は、病気その他やむを得ない理由で定期試験を欠席した学生を対象に実施される試験です。

定期試験を欠席した場合は、所定の手続が必要です。手続を行わない場合、追試験の受験は認められません。

※手続については下記 (4) を参照してください。

再試験は、定期試験が不合格で、なおかつ受験資格を認められた学生を対象に実施される試験です。

定期試験の採点終了後、追再試験受験者発表日に START を通じて該当者を発表します。受験の届出は不要ですが、見落としのないよう注意してください。

また、選択科目・自由科目については、原則として再試験は実施しません（追試験は実施します）。計画的に余裕を持った履修を心がけてください。

追試験および再試験を総称して「追・再試験」と呼びます。

追・再試験を受験する場合は、1 科目につき 2,000 円の試験料が必要です。

あらかじめ新星館 1 階プチショップにて 2,000 円分の証紙を購入し、試験会場で答案用紙に貼付してください。

(3) 単位補充試験

不合格単位を持ったまま進級した学生に対して、不合格であった単位を補充するために実施される試験です。単位補充試験を受験する科目の授業を受講した後に、試験を受けなければなりません。試験は年に 1 回実施されます。

なお、単位補充試験を受験する場合は、1 科目につき 2,000 円の試験料が必要です。あらかじめ新星館 1 階プチショップにて 2,000 円分の証紙を購入し、試験会場で答案用紙に貼付してください。

※最終学年においては、当該学年の科目を含んだ不合格科目に対して特別に単位補充試験を実施することがあります。(特別単位補充試験)

(4) 試験の欠席

試験を欠席した場合、当該試験が実施された日を含めて 1 週間以内に欠席届(所定用紙：教務部で交付)を教務部に提出しなければなりません。提出しないと試験を放棄したものとみなし、再履修が必要となる(留年となる)場合がありますので、注意してください。

→病気で欠席の場合は、原則として病院の診断書(領収書も可)の添付が必要です。

追・再試験を欠席した場合、さらなる追試は実施されませんが、無断欠席でない(試験を放棄したのではない)ことを示すために、欠席届を提出してください。

(5) 受験心得及び掲示による予めの指示・注意

受験心得

受験に際しては、下記の事項を守らなければならない。

- 1) 受験者は、定められた座席に試験開始時刻の 5 分前までに着席すること。
- 2) 携帯品は定められた場所（椅子の下または教室の後）に置く。
（スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類の電源は切っておくこと。
また、
スマートフォン、ウェアラブル端末等を時計代わりに使用することは認めない。）
- 3) 受験の際には必ず学生証を提示しなければならない。
（万一学生証を忘れた場合は学生支援部で仮学生証（試験用）の発行を受けること。）
- 4) 試験開始時刻に遅れて来た者は原則として入室できない。
（遅れた場合には、教務部へ行くこと。理由が正当と認められた場合、教務部長の判断により入室許可を与えることがある。但し、15 分以上の遅刻はいかなる理由があっても認めない。）
また答案作成が終わっても開始後 30 分間および終了前 5 分間は退室できない。
退室の際は答案を裏返して机の上に置いて静かに退室する。答案裏面は原則として何も書いてはいけない。計算等を書いた場合は、よく消して置くこと。
- 5) 教科書、ノート、電卓などの使用が許されていても、貸借は一切禁止する。許可なくして貸借行為を行った場合には、不正行為として処置する。
- 6) 答案に番号、氏名の無いもの、追・再試験、（特別）単位補充試験の際に試験料の証紙の貼付の無いものは採点されない。
- 7) 終了の合図があったら、答案作成をやめ、全員そのまま着席のこと。
- 8) 受験中不正行為が認められた場合には、直ちに答案を没収し退場を命ずる（処分が決定するまで登校を禁ずる）。
- 9) 監督者は、試験施行の全責任を委ねられている者であるから、受験態度その他につき注意された場合は、これに従うこと。指示に従わない場合には退場を命ずる。
- 10) この受験心得は定期試験のみならず、追・再試験、（特別）単位補充試験、臨時試験等にも適用されるものとする。

〔学内試験における不正行為とは〕

- a. 持ち込みを許可されていないノート、本、辞書、参考書、電子機器類等を持ち込んで使用する（机上や机中に置くことも含む）こと。
- b. 認められている筆記用具以外のもの（筆箱、下敷等）を机上に置くこと。筆記用具の他、使用が許可されている場合では教科書、ノート、電卓等を貸借すること。
- c. カンニングペーパー等（机、辞書、消しゴム、筆記用具、時計、学生証、手や腕等に記入することを含む）を用意（机上や机中に置くこと、さらに衣服や身につけることも含む）すること。
- d. 他人の答案をのぞき見したり、それをさせること。
- e. 試験開始後の私語やジェスチャー等による連絡およびこれらに類似する行為。

掲示による予めの指示・注意

以下の指示を試験室の前方に貼付し、学生には予め試験に臨む姿勢を伝えることとします。

【試験にあたり事前に確認しておくべきこと】

①学生証を持っているか、確認すること。

⇒ 忘れた場合は、学生支援部で試験用の仮学生証の交付を受けること。

②自分の机上に何も書かれていないか、確認すること。

⇒ 机上に何かが書かれていると不正行為とみなされることがあります。

③机の中に何も入っていないか、確認すること。

⇒ 机の中に入っていると不正行為とみなされることがあります。

④通信機能のある時計（アップルウォッチ等）の着用は禁止。（時計として使用することも不可。）

⇒ 着用していると不正行為とみなされることがあります。

⑤事情があり、帽子やマフラー等を着用したまま試験を受ける場合は、予め試験監督の許可を得ること。（寒い場合、コートを着たまま試験を受けることは差支えない。）

⑥トイレを済ませておくこと。

追再試験・（特別）単位補充試験の場合

⑦証紙（2,000 円分）の貼付がないと、試験を受けることができない。

⇒ 新星館 1 階 プチショップで、予め購入しておくこと。

【「試験を受ける準備をしてください」との指示があったら行うべきこと】

①机に出して置いてよいものは、学生証（フォルダーから出しておくこと）、筆記用具および持込が許可されているもののみですので、それ以外のものは、かばんにしまうこと。

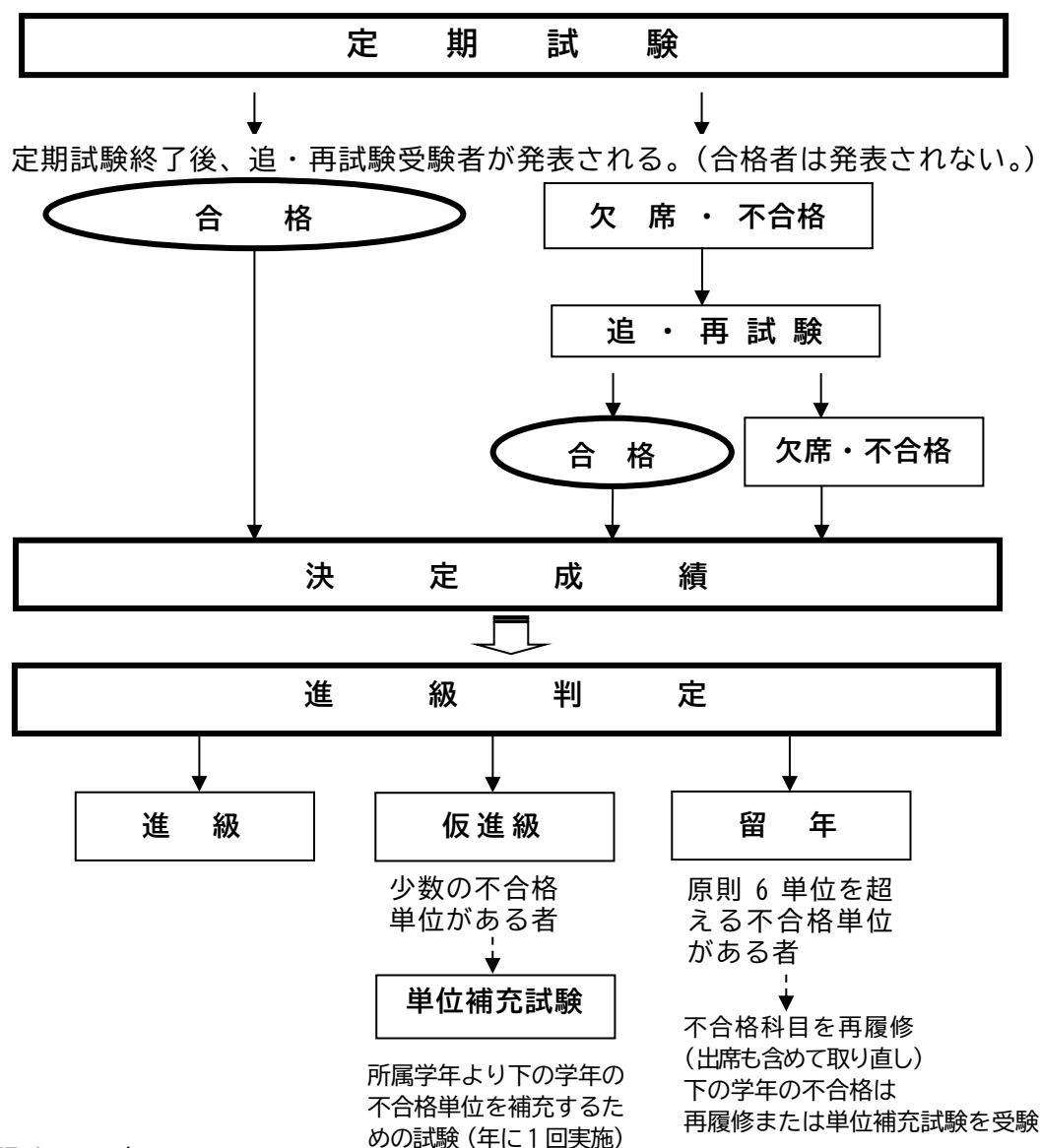
②スマートフォンや携帯電話等は電源を切って、かばんにしまうこと。

（マナーモードやドライブモード等も不可。電源を切ってもポケットに入れておくことは不可。）

③かばん等は椅子の下・横に置き、通路におく場合は通行の邪魔にならないようにすること。

(6) 試験制度 (まとめ)

試験システム



試験に関する届出

願・届	試験の種類	提出用紙等	提出期限
受験願	定期試験 (必修科目・選択必修科目)	不要	
	定期試験 (選択科目・自由科目)	出席カードによる『受験登録』	別途指示
	追試験	定期試験が欠席であるため、欠席届を提出(下記参照)	
	再試験	不要	
	単位補充試験	不要	
欠席届	上記の全ての試験共通 ☆無断欠席ではないことを示すために、欠席の場合は必ず提出すること	『欠席届及び追試験受験願』 ※所定用紙(教務部で交付) ※病気で欠席の場合は、原則として病院の診断書(領収書も可)を添付すること ⇒定期試験以外では欠席届として使用	当該試験日を含めて1週間以内に教務部に提出 教務部が担当教員に通知

成績評価

成績評価は、主に試験の結果により行われますが、レポート・授業態度・小テスト等を考慮して行うこともあります。（教務規程Ⅵ）

成績評価は以下のとおりです。（100点満点に換算した場合）

成 績	評 価
90 ～ 100	秀（S）
80 ～ 89	優（A）
70 ～ 79	良（B）
60 ～ 69	可（C）
60 未満	不可（D）

秀（S）～可（C）を合格とします。

なお、再試験、（特別）単位補充試験の成績は最高点を 60 点（C）とします。

（教務規程Ⅴ）

（追試験は定期試験と同様の扱いですので、上記の表のように評価されます。）

GPA 制度

（１）GPA とは

GPA は、Grade Point Average の略で、欧米の多くの大学で行われている一般的な成績評価方法で、履修した科目の成績評価を GP（Grade Point）に置き換えて計算し、平均値を算出したものです。

（２）GPA の算出方法

本学では各科目の成績評価を基に 秀(S)=4、優(A)=3、良(B)=2、可(C)=1、不可(D)=0 を GP として、次のような計算方法で算出しています。

$$\text{GPA} = \frac{\text{各科目の GP} \times \text{単位数 の合計}}{\text{履修単位数（不合格であった科目も含む）の合計}}$$

GPA を求める際には、必修科目や選択必修科目の評価が算入されます。

（３）GPA の通知と活用

本学では、各学生に成績を知らせる「成績通知書」に GPA（入学から現時点までの全ての成績で算出した通算の GPA）を表示するようにしています。

学生は「START」で、自分の「成績通知書」の閲覧が可能です。が、「START」には学年ごとの GPA の分布も公表しますので、併せて閲覧し、自分の成績の状況を把握する参考としてください。

なお、算出した GPA は、特待生などの表彰者を選考する際に使用（最終年次は総合の GPA を、各年次においては年度ごとの GPA を使用）するほか、卒業判定等や留年した際の受講科目の調整で活用します。

進級・卒業・留年・卒業延期

(1) 進級・卒業〔ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）〕（教務規程Ⅶ）

本学は学年制を加味した単位制を取っているため、毎年度末に進級判定（最終年次には卒業判定）が行われます。詳細は進級判定会議・卒業判定会議で確認、決定されますが、以下が判定基準の目安となっています。

学 年	判 定 基 準
1 年生～ 3 年生	各学年とも、原則 6 単位を超える不可（D）で留年 ※「選択科目」の不可は含まれませんが、「選択必修科目」の不可はこの 6 単位に含まれます。
4 年生	卒業判定 卒業判定は、本学のディプロマ・ポリシーに定めた項目が身に付いているかどうかが基準となりますが、判定にあたっては、知識の到達度と態度・技能の到達度をそれぞれ評価します。 なお、卒業に必要な単位数（選択科目を含む）に不合格単位（不可）がある場合、 不合格単位（不可）が少数の場合は、卒業延期 不合格単位（不可）が多数の場合は、留年 となります。

※出席日数不足等により「再履修を必要とする不可（D）」がある場合、不合格単位数が上記基準以下でも留年となることがあります。

(2) 留年

留年した場合は、以下のようにしてください。

①修得できていない科目は、出席も含めて履修（再履修）

→ 当該学年の科目だけでなく、下級学年の科目も時間割が重複しない限り、受講し、単位修得を目指すこと。（下級学年の科目を再履修した場合は、定期試験及び追・再試験を受験して単位修得を目指します。）

なお、時間割が重複しており、下級学年の授業を受けることができない場合には、科目担当教員と学習方法について相談すること。（適切な指導を受けた後、単位補充試験を受験して単位修得を目指します。）

②修得できている科目についても、得点の状況を調査・分析し、不得意であると判定された科目については、基礎学力向上のため、聴講を促します。

③上記①②に該当する科目が少なく、時間に余裕があると判定した場合は、上級学年（1 学年上）の授業科目を履修できることとします。

→ 上級学年として履修できる単位数については、GPA 等により判定し、決定

します。ただし、上級学年の科目として履修を希望する科目と同じ学科目の中で不合格がある場合は、原則として受講は許可しません。

年度初めに留年者対象のガイダンスを開催しますので、必ず参加してください。

(3) 卒業延期

最終年次に行われる卒業判定において卒業の要件を満たさない場合は、卒業ができず、留年となりますが、不合格単位が少なくかつ再履修を必要とする不可がない場合は卒業延期とすることがあります。卒業延期になった場合、次年度の前期中に不合格であった科目の試験を行い、合格し卒業の要件を満たせば前期末（9月）に卒業することができます。

学籍異動（退学、休学等）

(1) 退学

（学則第31条）

疾病その他やむをえない事情により退学しようとする場合は、その事由を詳記して保証人連署の上、願い出ることができます。

※退学の届出は指導教員とよく相談の上、提出してください。

（届出には指導教員の署名が必要です。）

また、以下のいずれかに該当する場合は、退学の措置をとります。

（学則第62条）

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 同一学年に3年間在学し、なお進級できない者

※この規定は、2025年度までの入学者に適用する。

(2) 同一学年に2年間在学し、なお進級できない者

ただし、5年生については3年間とする。

※この規定は、2026年度以降の入学者に適用する。

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱してその他学生としての本分に反した者

(2) 再入学

（学則第32条）

学則第31条により退学した者が3年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがあります。

※学則第62条により退学となった場合（もしくはそれに準ずる場合）は、再入学の対象にはなりません。

☆選考がありますので、願い出た者全員が再入学できるわけではありません。

(3) 休学 (学則第 33 条)

疾病その他やむをえない事由により休学しようとする場合は、その事由を詳記して保証人連署の上、願い出ることができます。

※休学は原則として 1 年を超えることができません。(年度を超えての休学は認めておりません。) 引続き休学を要する場合は、改めて許可を願い出ることが必要です。

※休学期間は通算して 3 年を超えることができません。

※病気による休学の場合は、休学が必要である旨の診断書が必要です。

※休学の届出は指導教員とよく相談の上、提出してください。

(届出には指導教員の署名が必要です。)

※休学期間中は、学費(授業料及び施設設備費)を徴収せず、休学における在籍料を納めることとします。ただし、学期途中から(猶予期限以降)の休学の場合、当該学期の学費を納入することとし、在籍料は徴収しません。

(4) 復学 (学則第 33 条)

休学の事由が消滅し復学しようとする場合には、その事由を明らかにする理由書を添付し、保証人連署の上、願い出ることができます。

※病気により休学していた場合は、復学が可能である旨の診断書が必要です。

※復学の届出は指導教員とよく相談の上、提出してください。

(届出には指導教員の署名が必要です。)

(5) 除籍 (学則第 39 条)

授業料等の納付をおこたった場合は、除籍することがあります。

※除籍となった場合、授業料が未納である期間の在籍や成績は証明いたしません。(授業料の納付があった学期までの学籍(在籍や成績)に関する証明書は発行します。)

(6) 復籍 (学則第 39 条)

授業料等の納付をおこたり除籍となった者が、除籍日の翌日から起算して 3 年以内であれば、当該事由となった未納の授業料等を全て納入し、復籍を願い出ることができます。

(7) 転学科 (学則第 36 条)

他学科(薬学科: 6 年制)へ転学科を志願する者があるときは各学科の定員の範囲内で選考の上、許可することがあります。

※転学科は、原則として 1 年次終了時が対象(転学科の時期は 2 年次から)です。

※詳細については 1 年次のガイダンス等で説明します。

☆希望者全員が転学科できるわけではありません。